

更生保護法人清心寮 事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第13条の定めにより置かれる更生保護法人清心寮
(以下「本法人」という。)の事務処理の基準その他組織及び運営に関し必要事項を定め、事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(職 員 等)

第2条 本法人には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 施設長
- (2) 補導主任
- (3) 庶務・会計担当職員
- (4) 補導職員

2 施設長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

(職員の職務)

第3条 本法人職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 補導主任は、施設長を補佐するものとし、施設長に事故があるとき又は

施設長が欠けたときは、補導主任がその職務を代行する。

(3) 庶務・会計担当職員及び補導職員は、施設長の命を受けて、業務を行

う。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免は、理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務の決裁)

第5条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、常務

理事及び施設長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、理事長ま

たは理事会の決裁を経なければならない。

(代理決裁)

第6条 理事長、常務理事又は施設長が出張等により不在である場合におい

て、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ

指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(細 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月18日から施行する。